

食品寄附等に関する官民協議会 の設置について

食品寄附等に関する官民協議会の設置について（第1回：R6.5.9）

【設置趣旨】

令和5年12月22日に関係省庁により取りまとめられた「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」においては、未利用食品等の提供（食品寄附）の促進のため、「**一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者（寄附者、仲介者（フードバンク、フードパントリー等））を認定する仕組みなどにより特定するための食品寄附に関するガイドラインを官民で作成し、食品寄附への社会的信頼を高める**」、「食品寄附活動に対する信頼性確保のため、食品寄附関係者が加入しやすい保険の仕組みについて、官民で協力して検討を行う」等とされたところである。このため、**上記ガイドライン等について、官民一体となって、法的・技術的・経済的な課題や解決策を協議し、年度末までに取りまとめる場として、「食品寄附等に関する官民協議会」**を設立。（なお、専門的な議論を行う下部組織として「**DX分科会**」・「**保険分科会**」も設立。）

【構成員（民間26名＋関係省庁）】

氏名	所属
荒川 隆	一般財団法人 食品産業センター 理事長
植田 全紀	草加商工会議所青年部 前会長
梅津 英明	森・濱田松本法律事務所（ニューヨークオフィス）パートナー
兼澤 真吾	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 持続社会部 研究員
工藤 拓	一般社団法人 日本加工食品卸協会 SDGs分科会座長
窪田 望	株式会社クリエイターズネクスト 代表取締役
郷野 智砂子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 事務局長
小林 富雄	日本女子大学家政学部 教授
小山 遊子	日本チェーンストア協会 環境委員会委員
芝田 雄司	公益社団法人 日本フードバンク連盟 政策担当
鈴木 志保子	公益社団法人 日本栄養士会 副会長
鈴木 一十三	一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 環境委員会委員長
袖野 玲子	芝浦工業大学システム理工学部 教授
高島 宏平	公益社団法人 経済同友会 副代表幹事
達増 拓也	全国知事会 農林商工常任委員会 委員長
楯 美和子	一般社団法人 日本経済団体連合会 消費者政策委員会企画部会長
田村 清敏	一般社団法人 日本フードサービス協会 理事・事務局長
都竹 淳也	飛騨市長（全国市長会 社会文教委員会 副委員長）

氏名	所属
平野 覚治	一般社団法人 全国食支援活動協力会 専務理事
藤本 哲弘	社会福祉法人 大分県社会福祉協議会 事務局長
水野 一正	公益社団法人 日本食品衛生協会 理事
望月 文太	PwC 税理士法人 パートナー
湯浅 誠	認定NPO法人 全国子ども食堂支援センター・むすびえ 理事長
米本 正明	山口県和木町長（全国町村会 政務調査会経済農林委員長）
米山 廣明	一般社団法人 全国フードバンク推進協議会 代表理事
渡辺 達朗	一般社団法人 サステナブルフードチェーン協議会 理事
関係省庁	
消費者庁	次長
農林水産省	大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 消費・安全局長
環境省	環境再生・資源循環局長
厚生労働省	健康・生活衛生局長 社会・援護局長
子ども家庭庁	支援局長
法務省	民事局長
経済産業省	大臣官房総括審議官
デジタル庁	戦略・組織グループ審議官

食品寄附等に関するガイドライン（仮称）の考え方（概要）（※第1回官民協議会資料）

1. 作成の趣旨・目的

- 食品ロス削減推進法前文において、「まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要」とされており、同法第19条においては、国・地方公共団体においてこうした活動に係る関係者相互の連携の強化等を図るために必要な施策を講ずるものとされている。
- その上で、昨年末に、関係省庁において「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」を取りまとめ、その中では、「一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者（寄附者、仲介者（フードバンク団体、フードパントリー等））を認定する仕組みなどにより特定するための食品寄附に関するガイドラインを官民で作成し、食品寄附への社会的信頼を高める」とされたところ。
- そこで、既に官民で策定されている既存の各種ガイドライン・手引き等を参照しつつ、各主体が一定の管理責任を果たすことができるようにするために遵守すべき基準や留意事項を示したガイドラインを、官民協議会の形式により作成する。

2. ガイドラインの対象範囲

●ガイドラインの対象となる者

①寄附者（事業者・行政・個人）、②ファシリテーター（マッチング）、③フードバンク、④フードパントリー等、⑤子ども食堂等、⑥資源提供者（資金・物流サービス等の提供者）を想定

●ガイドラインの対象となる活動

食ロス法を念頭に置きつつ、福祉等との連携、実費を徴収するケース、有事提供なども対象となり得る。

●ガイドラインの対象となる食品

現状の常温保存品に限らず、ニーズの高い冷蔵・冷凍品の提供も含む。

3. ガイドラインの記載項目

●総論部分

ガイドラインの目的と対象範囲、定義、関係者の役割と責務、関係法令の適用関係、保険の活用、データ・システム活用などの項目を想定

●各論部分

主体ごとに、それぞれが整備すべき体制、ガバナンス、提供先・提供元の選定、契約上の留意点、衛生面等の管理、提供時の注意、事故時の対応、情報管理・財務管理、国・自治体等による支援・連携、中長期的課題などの項目を想定

（参考とする既存のガイドライン・手引き等）（※現時点のもの）

●行政作成

「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」（農林水産省）、「フードドライブ実施の手引き」（環境省）、「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（通知）」（厚生労働省）、「国の災害備蓄用食品の有効活用について」（関係府省庁）、「子供食堂スタートブック」（東京都）、「生鮮食品ロス削減活動の手引き」（福岡県等）等

●民間作成

「食品寄贈ガイドラインに関する検討報告書」（こどもスマイリング・プロジェクト・一般社団法人サステナブルフードチェーン協議会）、「子ども食堂あんしん手帖」（広がれ、子ども食堂の輪！推進会議）、「始めよう！フードパントリー」（埼玉フードパントリーネットワーク）等

●海外作成

「食品の寄附に関するEUガイドライン」（欧州委員会）等

食品寄附等に関するDX分科会の設置について(第1回：R6.6.24)

【設置趣旨】

- ・食品寄附ガイドラインにおいては、**食品寄附関係者のデータベース化（ベース・レジストリの作成）**や、**食品寄附関係者同士におけるデータやシステムの連携を進め、食品寄附に関する様々な資源のマッチングを図ること、地域の食品寄附関係者の連携協力を促進**することなどを盛り込むこととしている。
- ・そのため、官民協議会の下に、新たに専門家や有識者の参画を得、「食品寄附等に関するDX分科会」（以下「DX分科会」という。）を設け、食品寄附関係者に係るデータベース化や、食品寄附に係るデータ・システム連携等についての専門的議論を行うもの。

【構成員（関係団体はオブザーバー）】

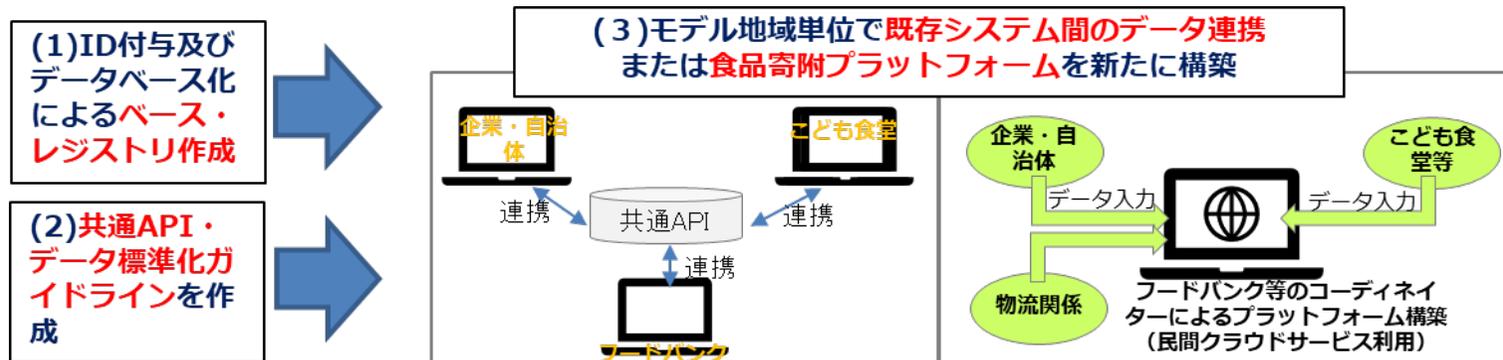
氏名	所属
小林 富雄	日本女子大学家政学部 教授
飯盛 義徳	学校法人慶應義塾大学 総合政策学部教授
窪田 望	クリエイターズネクスト株式会社 代表取締役
木戸 優起	ネスー株式会社 代表取締役
久米村 隼人	DATAFLUCT株式会社 代表取締役
恩田 明	株式会社プライセン 物流流通本部 ゼネラルマネージャー
横山 哲也	Cippo株式会社 代表取締役

オブザーバー
食品産業センター、食品加工食品卸売協会、日本フランチャイズチェーン協会、日本チェーンストア協会、日本フードバンク推進協議会、日本フードバンク連盟、全国こども食堂支援センター・むすびえ、全国食支援活動協力会、日本非常食推進機構、大分県社会福祉協議会

関係省庁
消費者庁、農林水産省、環境省、厚生労働省、こども家庭庁、経済産業省、デジタル庁

【想定される年度末までのアウトプット】

- ①ベース・レジストリの整備、②共通API・データ標準化ガイドラインの作成、③地域におけるデータ・システム連携のひな形作成



食品寄附等に関する保険分科会の設置について（第1回：R6.6.27）

【設置趣旨】

- ・「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」において、「**食品寄附活動に対する信頼性確保のため、食品寄附関係者が加入しやすい保険の仕組みについて、官民で協力して検討を行う**」とされたところ。
- ・特に食品寄附関係者が加入しやすい保険の仕組みについては、現行保険の実態や、どのような保険制度が望ましいかについての専門的知見が求められることから、官民協議会の下に、新たに専門家や有識者の参画を得、「食品寄附等に関する保険分科会」（以下「保険分科会」という。）を設け、**食品寄附関係者が加入しやすい保険の仕組み（望ましい保険内容や契約形態、保険料の支払い等）**についての専門的議論を行うもの。

【構成員（関係団体はオブザーバー）】

氏名	所属
小林 富雄	日本女子大学家政学部 教授
岩月 泰頼	松田総合法律事務所弁護士・名古屋大学未来社会創造機構客員准教授
橘田 正明	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 公務部公務開発室室長
大竹 薫	損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第三課課長兼担当部長
山田 将史	東京海上日動火災保険株式会社 公務開発部課長
有馬 康之	三井住友海上火災保険株式会社 公務開発部次長兼開発チーム長
鈴木 伸一	株式会社福祉保険サービス 営業部長
鈴木 史郎	社会福祉法人全国社会福祉協議会 総務部長
水野 一正	公益社団法人日本食品衛生協会 理事

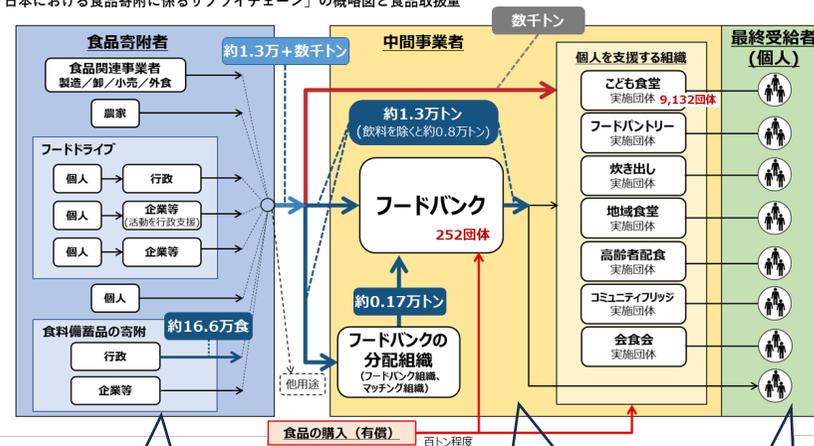
オブザーバー

食品産業センター、食品加工食品卸売協会、日本フランチャイズチェーン協会、日本チェーンストア協会、日本フードバンク推進協議会、日本フードバンク連盟、全国子ども食堂支援センター・むずびえ、全国食支援活動協力会、日本非常食推進機構、大分県社会福祉協議会

関係省庁

消費者庁、農林水産省、厚生労働省、子ども家庭庁

図表 「日本における食品寄附に係るサプライチェーン」の概略図と食品取扱量



出所：消費者庁「令和5年度日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務報告書（令和6年3月）」

食品寄附者にあつては、相手方が保険に加入していることで、安心して寄附がしやすくなる。

中間事業者（フードバンク・子ども食堂など）にあつては、保険に加入していることで、事故時も適切に対応可能となり、また、信頼性も向上し、持続可能性が高まる。

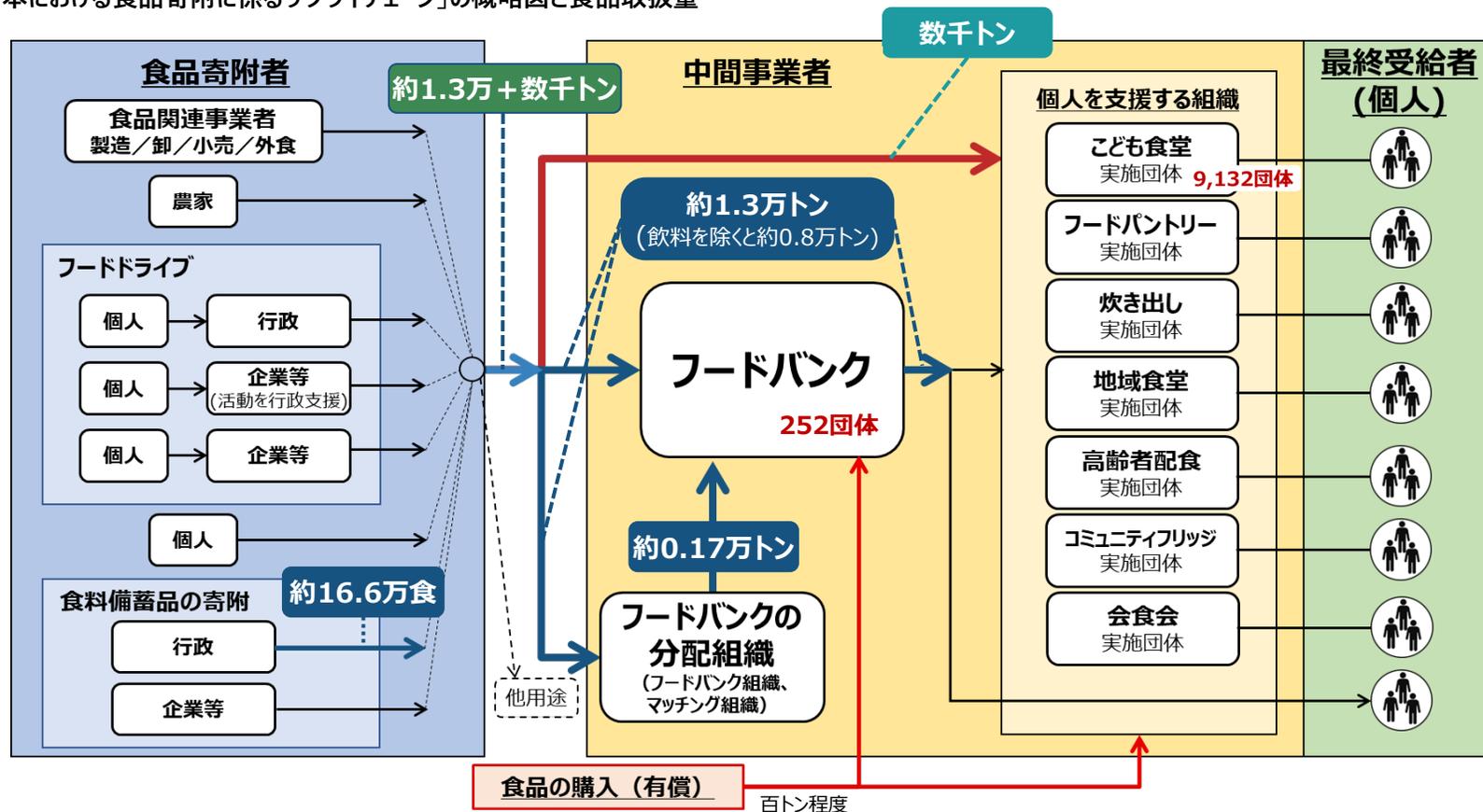
最終受益者にあつては、万一事故に遭つても、保険によって補償が受けられる。

【想定されるアウトプット】

- ① 食品寄附等ガイドラインにおける保険加入の推奨、②（必要に応じて）寄附に特化した新たな保険商品の大枠を提示

(参考) 我が国の食品寄附のフローについて【現状】

図表 「日本における食品寄附に係るサプライチェーン」の概略図と食品取扱量

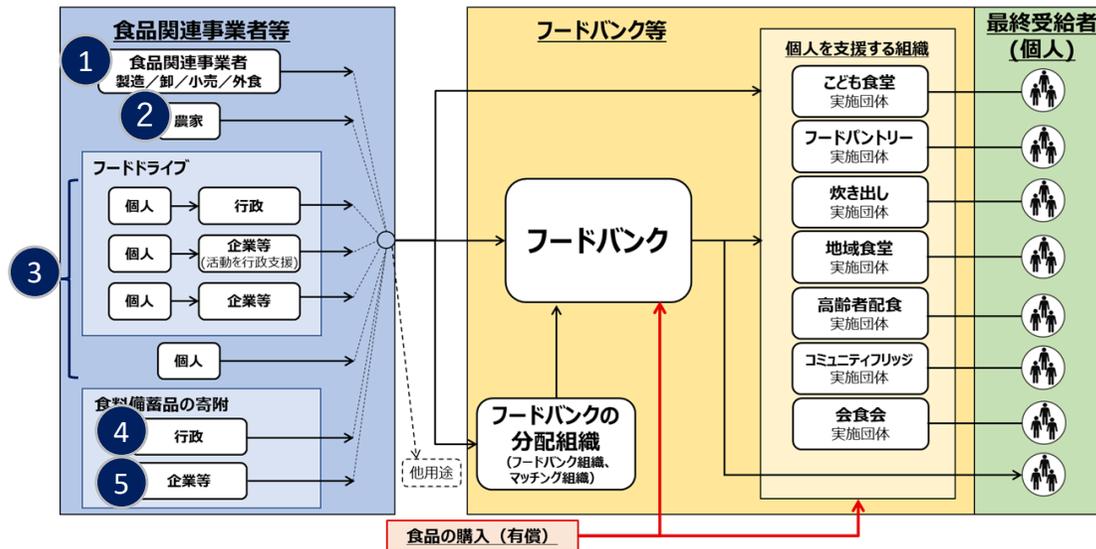


- ※ 量的関係は2022年時点を想定して整理されているが、厳密ではない。
- ※ あくまで調査時点での検討結果であり、精緻化に向けては、更なる情報の収集・検討が望まれる。

出所：消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

(参考) 我が国の食品寄附のフローについて【ポテンシャル】

図表 「日本における食品寄附に係るサプライチェーン」の概略図



1 約24万t

- 外食段階の未利用食品等の廃棄は約20万トンと報告されているが¹、顧客の食べ残しの推計値であるため除外。
- 総量の観点では食品製造業、小売業にてポテンシャルは高い（一部のフードバンクのヒアリングより）。食品製造業では一度に多量な排出が生じ得るが、フードバンク等のキャパシティの問題で、マッチングがうまくいかない現状がある。小売業では、店頭販売期限を迎える食品の活用への期待が寄せられている。

1：消費者庁、農林水産省、環境省、子ども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ（令和5年12月22日）」

出所：消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

2 農業の現場では、「圃場から収穫され、規格に合わないために出荷されない農作物、あるいは生産したにもかかわらず、供給過剰になり卸価格が下がった結果、適正価格維持のために、収穫されないで圃場でつぶされてしまう農作物など」が発生しているが、日本の食品ロス削減目標の計上対象に含まれていない。

3 約14万t¹

4 数百万食

食料備蓄品の入替えを5年に1回と仮定した場合の、「乾パン」「インスタント麺類」「アルファ化米等」「主食」についての当該量は約700万食（内閣府「物資調達・輸送調整等システム」2022/4/1時点のデータを元に試算）であるが、食品備蓄量に関するデータ精度に関する制約や、食料備蓄品の賞味期限の長期化等も見込まれることから、未利用食品等としての活用ポテンシャルを数百万食としている。

5 東京都は「東京都帰宅困難者対策条例」を定めており、東京商工会議所（2023）によると、同会員企業のうち、従業員向けに3日以上以上の飲料水を備蓄している企業は約5割、食料は約4割であった。また、1日以上以上の備蓄を実施する企業はそれぞれ約8割、約7割であった。多くの地方公共団体では東京都のような条例を設けていないことから、その他の地域の企業等における食料備蓄率は東京都よりも低いと推察される。